

第46号議案

豊川市地区市民館条例の一部改正について

豊川市地区市民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月8日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市地区市民館条例の一部を改正する条例

豊川市地区市民館条例（昭和52年豊川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊川市平尾地区市民館	豊川市平尾町中貝津2番地	豊川市平尾地区市民館	豊川市平尾町上貝津101番地の1
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和3年7月14日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市平尾地区市民館の建替工事の完了に伴い、当該地区市民館の位置を変更する必要があるからである。